

おわりに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本県においても、多くの人命が奪われるとともに、県民の生活にも大きな被害をもたらしました。現在も復旧・復興が大きな課題となっており、そのプロセスを通じて、「社会の絆」の重要性が改めて認識されました。このような環境の変化に対応して、全ての県民が明るく豊かな生活を営むことができるようにするためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であることが必要です。そこでは、次代を担う青少年が、他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が心を明るくして、生きる喜びや誇りを持って暮らすことができます。

このような社会を目指すに当たっては、スポーツは大きな貢献ができるものと期待されています。これは、本県の被災地における被害者や避難者を元気づけるスポーツを通じた取り組みからもわかるように、スポーツには、人と人をつなぐ力や状況を変える大きな力があるからです。

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である。」と謳われ、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

今後、本県において、スポーツを推進するに当たっては、このスポーツの役割を常に念頭におき、特に、青少年の健全育成として、協調と連帯の心、夢とその実現に向けて最後まであきらめないで取り組む強い心、困難を乗り越える力、対戦相手やルール・審判・競技そのものを尊重する心であるスポーツマンシップなど、スポーツの持つ教育的な価値を正しく理解し、次代を担う青少年への定着を図っていきます。また、人と人、地域と地域の交流を促し、相互の「絆」を深め、地域に元気と活力を与え、賑わいの創出や人々が主体となったコミュニティーづくりにつなげていきます。

そして、これらの取り組みを通して、本計画の基本理念である「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すとともに、千葉県を誇りに感じ、千葉県で頑張ろうと、心から思える県民を増やしたいと思えます。

東日本大震災から1年が経過し、日本が復興から再生へと新たなステージを迎える中、スポーツを通して、相互に支え合い協力し、最後まであきらめずに頑張れば、夢や希望をかなえることができる。そんな想いを共有することが、復興への歩みや状況を変える力になるものと確信しています。

計画のおわりに、この計画の趣旨に基づき、県民の皆様との連携・協力を軸として、計画を推進することができますよう、御理解、御協力を重ねてお願いいたします。